

地域づくりの推進

1 松本暮らし定住化促進の取組み

政策部 都市交流課

(1) 目標

県内外の団塊世代、若者、子育て世代等を対象に、特に首都圏をはじめとする都会からの移住定住を促進するため、「健康寿命延伸都市・松本」の創造に代表される本市の魅力を発信するとともに、移住定住者の受入体制等の充実を図り、本市への誘引を推進するものです。

(2) 平成29年度の取組みと成果

ア 松本市主催の「松本暮らしセミナー相談会」を東京で2回実施、松本市、塩尻市、安曇野市の3市合同によるセミナーを東京で1回実施、全国の関係団体が同時開催するセミナー「ふるさと回帰フェア」(東京1回)、田舎暮らし「楽園信州」(県移住・交流課)主催のセミナー(名古屋1回、大阪1回)に参加し、計151組の相談を受けました。

イ その他、都市交流課窓口、電話等で179組の相談を受け、15組24人が松本市へ移住しました。

※移住者数は、都市交流課で対応し、把握できている人数

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 雇用情勢は堅調に推移していますが、職種や雇用条件等移住者の希望する条件との合致が難しい状況が続いています。企業等と連携するなど、マッチングを促進する体制づくりが課題です。

イ 市場に流通している物件よりも安価な物件を希望する移住者が多く、条件を満たす不動産情報は不足しています。関係部局、地域等と連携し、活用可能な空き家の発掘、情報収集等の整備が必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成18年度 総合窓口と府内プロジェクト会議を設置

19年度 ふるさと暮らし情報センター(東京)で「松本暮らしセミナー」を開催(以降年2~4回) 田舎暮らし「楽園信州」推進協議会(長野県)主催のセミナーに参加(以降年1~2回) 全国自治体参加による「ふるさと回帰フェア2007」(東京)に参加し、松本の宣伝と個別相談対応を実施(以降年1~2回)

20年度 第5回「松本暮らしセミナー」から、不動産協会等の専門家による相談対応を実施

26年度 JR東日本及び長野県との共催による移住体験ツアーを実施

28年度 松本市・塩尻市・安曇野市の3市合同の移住セミナーを実施

29年度 地域と連携し移住促進を図るために、移住者を取巻く地区の課題を把握し、地域をテーマとした「松本暮らしセミナー」を実施

イ 統計資料

移住者の年代層(世帯主年代別) ※平成19年度からの累計

年代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	合計
世帯数	15	55	30	19	38	5	162
人 数	22	142	60	40	69	9	342
世帯割合	9.3%	34.0%	18.5%	11.7%	23.5%	3.1%	—

2 地域づくりの推進

地域づくり部 地域づくり課

(1) 目標

増大し複雑化する地域課題の解決に向け、「松本市地域づくり実行計画」に基づき、「市民が主役、行政は黒子」を基本とした、地域力、市民力を引き出す「松本らしい地域づくり」を推進します。

(2) 平成29年度の取組みと成果

- ア 具体的な地域課題の解決を図るため、第2次松本市地域づくり実行計画を策定
- イ 松本市地域づくり市民委員会で、第2次松本市地域づくり実行計画の策定に向け、提言書を提出
- ウ 市内35地区の地域づくりセンターが、地域包括ケアシステムの構築や地域公共交通、地域資源を活かした地域振興等、地区の重要課題の解決に向けた地区住民の取組みを支援
- エ 「松本市地域づくり推進交付金」「松本市地域振興事業補助金」制度により、各地区の特色ある地域づくり活動を財政的に支援
- オ 松本市地域づくり研究連絡会、松本市教育委員会等との共催で、「未来へつなぐ私たちのまちづくりの集い」を開催（延べ参加者数 467人）
- カ 若者参加による地域づくりを推進するため、地域づくりインターンシップ戦略事業を実施
- キ 地域づくりを支える地区担当職員の資質向上を図るため、部局横断による研修を実施
- ク 「松本らしい」地域づくりの周知・啓発（地域づくりガイドブック等の作成）
- ケ 「地域づくりヤングマイスター認定制度」を創設し、地域づくりインターン1期生5名を認定

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 具体的に地域課題を解決する仕組みの構築に向け、第2次松本市地域づくり実行計画（H29～33）に基づいた施策の推進
- イ 市内35地区の地区支援企画会議（地区担当職員会議）での部局横断による、地域住民の主体形成の支援の推進
- ウ 地区支援企画会議による、地域包括ケアシステムの構築に向けた部局横断の調整
- エ 財政支援制度の有効活用による地区の地域づくり活動の促進
- オ 地域づくりインターンシップ戦略事業の充実等による、若者参加による地域づくりの促進
- カ 地域の深刻な課題に対する先進的事例等の調査及び情報提供
- キ 緩やかな協議体の運営支援等、地区の特色ある取組みの支援
- ク 大学、NPO、企業等との連携による地域づくりの促進
- ケ 地域づくりに対する職員の意識啓発・資質向上（職員研修の実施）
- コ 町会連合会との協働による町会加入促進及び町会活動への支援

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成 18 年度 松本市地域づくり推進懇談会を設置し、地域づくりに関する課題を整理
- 19 年度 松本市地域づくり推進市民会議を設置し、地域づくりの基本的な考え方等を検討
第 1 回松本市地域づくり推進市民フォーラムを開催（以後、毎年度開催）
- 松本市地域づくり推進市民会議が「松本市地域づくり推進のための指針」を市長へ提出
- 20 年度 「松本市地域づくり推進基本方針」を策定
- 松本市地域づくり推進委員会を設置し、モデル地区（城北、安原、松原地区）の取組み
- 22 年度 「松本市地域づくり推進行動計画」を策定
- 23 年度 「第 1 次松本市地域づくり実行計画」を策定
- 24 年度 松本市地域づくり推進市民フォーラムの内容を充実させた「松本市地域づくり市民活動研究集会」を開催（以後毎年度開催）
- 25 年度 支所・出張所未設置の 15 地区に地域づくりセンター開設に向けた準備職員を配置
「松本市地域づくりを推進する条例」を制定
- 26 年度 35 地区に地域づくりセンターを開設
- 27 年度 「松本市地域づくり推進交付金」「松本市地域振興事業補助金」制度を創設
地域づくりインターンシップ戦略事業を開始
- 28 年度 松本市地域づくり研究連絡会、松本市教育委員会との共催により、「松本市地域づくり市民活動研究集会」の内容を充実させた「未来を拓く自治と協働を目指す研究集会・松本大会」を開催
- 29 年度 「第 2 次松本市地域づくり実行計画」を策定
「未来を拓く自治と協働を目指す研究集会・松本大会」の内容を引継いだ「未来へつなぐ私たちのまちづくりの集い」を開催
「地域づくりヤングマイスター認定制度」を創設

イ 統計資料

町会加入率の推移

年	町会数	住民登録世帯数	町会加入世帯数	町会加入率
H26	493	101, 908	81, 434	79. 91%
H27	491	102, 493	81, 567	79. 58%
H28	489	102, 970	81, 618	79. 26%
H29	489	103, 704	81, 783	78. 86%

地域づくりの推進

3 市民協働の推進

地域づくり部 地域づくり課

(1) 目標

「市民活動と協働を推進するための基本指針」に基づき、市民自らが地域課題や社会的課題の解決を目指す市民活動を支援し、協働を推進することにより、「松本らしい地域づくり」を進めます。

(2) 平成29年度の取組みと成果

- ア 市民活動講座を通じた市民活動団体及び人材の育成
- イ 市民活動団体同士の連携と市民向けの啓発に向け、市民活動フェスタ、市民活動商店街等の事業を実施
- ウ 社協ボランティアセンターとの連携を深め、「プラチナサポートーズ松本」との協働により、市民の社会貢献意識を高め、実際の活動に結びつけていくプラチナ世代支援事業を実施
- エ 市民労力提供に対する原材料支給事業の支給対象施設等の要件緩和及び支給上限の引上げを実施

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 平成27年12月に策定した「市民活動と協働を推進するための基本指針」の周知
- イ 基本指針に基づき、市民活動の支援に必要な人材登録や財政的支援、地域とNPOとの協働モデル事業等を研究

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- | | |
|--------|--|
| 平成17年度 | 市民活動サポートセンターを開設、「市民と行政の協働推進のための基本指針」を策定 |
| 18年度 | 松本市市民活動推進委員会を設置、市民協働事業提案制度を創設 |
| 19年度 | 市民活動団体金融対策事業（NPO夢バンクへの資金貸付による間接的融資）を開始 |
| 22年度 | 市民労力提供に対する原材料支給事業を開始、プラチナ世代相談窓口「とまり木」事業を開始 |
| 24年度 | 松本市市民活動推進委員会が「市民と行政の協働推進のための基本指針」見直しに向けた「提言書」を市長に提出 |
| 25年度 | 「プラチナサポートーズ松本」との協働により毎月1回「プラチナサロン」を開催 |
| 27年度 | 松本市市民活動推進委員会が「市民活動と協働を推進するための基本指針に関する提言書」を市長に提出 |
| | 松本市市民活動推進委員会が「市民活動と協働を推進するための基本指針」を策定 |
| | 市内4ライオンズクラブと「健康寿命延伸都市・松本」の実現に向け、7分野（児童・青少年の健全育成、高齢者・障害者支援、健康増進等）の連携協定を締結 |
| 29年度 | 市民労力提供に対する原材料支給事業取扱基準を改正 |

イ 統計資料

市民活動サポートセンター 利用状況

項目 年度	開館日数 (日)	利用者数 (人)	専用利用件数 (件)	登録団体累計数 (団体)	平均利用者数 (人/日)	平均専用利用件数 (件/日)
27	336	18,475	760	323	55.0	2.3
28	334	19,742	883	322	59.1	2.6
29	336	21,873	1,074	312	65.1	3.2

地域福祉活動の推進

1 災害時要援護者支援プランの推進

健康福祉部 福祉計画課

(1) 目標

災害時に避難が困難となる障害者や高齢者等の要援護者を支援するため、日常から地域で見守る体制や、情報の共有、福祉事業者との連携体制を構築するものです。

(2) 平成29年度の取組みと成果

- ア 災害時等要援護者登録制度への登録勧奨を行ったほか、登録から5年経過した登録者へ現況確認を行いました。
- イ 総合防災訓練において、要援護者優先避難所の避難所開設訓練に取り組みました。
- ウ 福祉避難所の拡充に向けて介護事業所等へ意向調査を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

災害時等要援護者登録制度については、登録勧奨・現況確認などを通じて実態を反映して精度を高めるほか、社会福祉協議会とも連携して地域における日常からの支援体制づくりに取り組む必要があります。また、福祉避難所の体制充実に向け、今後は、福祉避難所開設訓練などに取り組む必要があります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成18年度	「防災と福祉のまちづくり講座」開始
21年度	災害時等要援護者登録制度開始、災害時要援護者支援プラン（ガイド編）を策定
22年度	災害時要援護者支援プラン（マニュアル編）を作成
23年度	災害時要援護者支援プラン（マニュアル編）の一部改訂
24年度	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書の締結 松塩筑木曾老人福祉施設組合
25年度	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書の締結（社福）中信社会福祉協会
26年度	同協定書の再締結（適用施設の拡充）松塩筑木曾老人福祉施設組合
28年度	災害時における福祉用具等物資の供給等に関する協定書の締結（一社）日本福祉用具供給協会
29年度	介護事業者等へ福祉避難所の設置運営に関する協定締結に関する意向調査を実施

イ 統計資料

災害時要援護者登録制度の登録状況（各年度3月1日現在）

(単位：人)

	高齢者 (65歳以上)	うち一人暮らし 高齢者数	障害児者	児童 (障害児除く)	妊娠婦等	計
27年度	9,119	3,787	629	47	126	9,921
28年度	8,853	3,880	593	40	104	9,590
29年度	8,365	3,688	644	32	86	9,127

地域福祉活動の推進

2 地区福祉ひろば管理運営事業

健康福祉部 福祉計画課

(1) 目標

住み慣れた地域において、住民参加による地域住民の生きがい、健康・福祉づくりを進めるため、福祉を中心とした地域づくりの拠点である地区福祉ひろばの事業の充実を図ります。

(2) 平成29年度の取組みと成果

- ア 地区福祉ひろば事業は、地区住民を主体とした地区福祉ひろば事業推進協議会に運営を委託しています。
 - イ 地域づくりセンター体制の中で、福祉課題を通じた地域づくりを、地域づくりセンター、地区公民館と一体となって進めるため、専任コーディネーターを配置し、連携の強化に取り組みました。
 - ウ 地区福祉ひろばの利用者を送迎する地域のボランティア組織に対し、その保険料を補助しました。
- (平成29年度実施 17地区)
- エ 松本山雅F.C. 元気育成・健康増進プログラムに12地区で取り組みました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 施設の老朽化が著しく、設備の耐用年数を超えていました。
- イ 施設利用者及び支援者の高齢化に伴い、参加者数はこの3年間微減しています。
- ウ 福祉ひろばのあり方について、府内検討会議を開催しています。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- | | |
|--------|-----------------------------|
| 平成 7年度 | 地区福祉ひろばを3地区（本郷、里山辺、寿台）で開設 |
| 14年度 | 29地区に配置完了 |
| 16年度 | 里山辺地区福祉ひろば移転新築 |
| 18年度 | 四賀地区、安曇地区、奈川地区、梓川地区の福祉ひろば開設 |
| | 寿台地区福祉ひろば移転新築 |
| 20年度 | 本郷地区南郷福祉ひろば（地区2館目）開設 |
| 23年度 | 波田地区福祉ひろば開設により、全地区に配置完了 |
| 25年度 | 梓川地区福祉ひろば移転 |
| 27年度 | 松南地区福祉ひろば移転 |

イ 統計資料

	ひろば利用延人数（人）	町会健康教室回数（回）	同教室参加延人数（人）
27年度	278,964	574	14,822
28年度	278,248	536	13,016
29年度	273,612	452	11,032

地域福祉活動の推進

3 松本市地域福祉計画の推進

健康福祉部 福祉計画課

(1) 目標

住民が主体となった地域福祉推進の取組みを行政と社会福祉協議会が支えていくことを目的として、第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画を推進します。

(2) 平成29年度の取組みと成果

ア 地域福祉計画・地域福祉活動計画

平成28年度から32年度までを計画期間とする第3期計画の推進に取組みました。

第3期計画は、松本市社会福祉協議会の地域福祉活動計画と一体的に策定し、地域住民が主体となった地域福祉推進の取組みを、市と社会福祉協議会が支えていくこととしています。

イ 住民主体の支え合い体制づくり（地域包括ケアシステム推進事業）

地域における高齢者の介護予防と生活支援体制を構築するため、第二、岡田、四賀地区の3地区で地域包括ケアシステム推進事業に取組み、他地区での取組みの参考とする「地域の支え合い活動支援ガイド」を作成しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 地域福祉活動を推進するためには活動の担い手の育成、支援が課題です。そのため、新たに創設した地域福祉活動推進事業交付金等の制度を周知、活用するなどして、新たな担い手の育成、支援に取り組みます。

イ 持続可能な住民主体の支え合い体制づくりを進めるためには、地区に關係する職員と住民とが地域包括ケアシステムに対する理解を深め、地区の高齢者等の健康状態や暮らし方の特徴と対策を共有する必要があります。各地区では、「地域の支え合い活動支援ガイド」を活用するなどして取組みを進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成17年度	地区別地域福祉計画策定
18年度	第1期松本市地域福祉計画策定
23年度	第2期松本市地域福祉計画策定
28年度	第3期松本市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定
～29年度	地域包括ケアシステム推進事業（推進3地区でモデル事業）実施 「地域の支え合い活動支援ガイド」作成

地域防災活動の推進

1 自主防災組織の結成促進と組織の活性化

危機管理部 危機管理課

(1) 目標

「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯意識のもとに、地域住民の一人ひとりが、大規模災害発生時に相互に協力して組織的に活動が行われることを目的に、昭和56年から町会を単位とする自主防災組織の結成や活性化に向けた支援を行っています。

(2) 平成29年度の取組みと成果

ア 自主防災組織防災活動への補助

自主防災組織への防災資機材等の補助のほか、地区が行う防災訓練に対する補助を交付しました。

(29年度交付実績 交付件数143件、金額17,544,343円)

イ 出前講座や防災研修会の開催

自主防災組織の結成促進や防災意識の醸成、啓発を図るための研修会を開催しました。

(出前講座等：開催数65回 参加者3,006人、市民防災研修：開催数1回 参加者363人)

(3) 現状の分析と今後の課題

町会の防災担当者の協議会である防災連合会や町会の自主防災組織を通じて、研修会や出前講座等の実施により、防災や減災に対する意識の向上を図っています。

また、自主防災組織の活動支援補助制度の見直しを行い、より活用しやすいものとすることで、補助金の申請数を増やすことにより、各組織での防災に対する環境整備が進みます。

しかし、地域ごとに自主防災活動の取組みに差があり、町会のなかには、自主防災組織結成以降、まだ補助金制度を活用していない組織もあることから、積極的に町会等に働きかけを行います。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成27年度 除雪機の購入に対して、利用年数による上限額を設げず補助できるよう制度を見直し

29年度 出前講座メニューの見直し（避難所運営ゲームHUGの導入など）

イ 統計資料

自主防災組織防災活動支援補助金交付状況の推移

	27年度	28年度	29年度
防災資機材補助（町会）	105件	133件	118件
避難所運営訓練補助（地区）	8件	6件	9件
除雪機補助（町会・地区）	25件	28件	16件
交付金額（合計）	20,841,219円	22,165,405円	17,544,343円

地域防犯活動の推進

1 松本市地区町会連合会防犯活動費交付金の利用等

危機管理部 消防防災課

(1) 目標

地域における防犯意識の高揚及び自主的な防犯活動の推進を図ることを目標とします。

この目標を達成するため、地区ごとに「松本市地区町会連合会防犯活動費交付金」を交付し、経費面から生活の安全確保及び地域の防犯活動をサポートします。

(2) 平成29年度の取組みと成果

松本市地区町会連合会防犯活動費交付金支給要綱に基づき、1地区につき10万円を交付しました。

また、松本市防犯条例第7条第1項の規定により防犯重点地区に指定され、市から補助を受け防犯カメラを設置している第一地区町会連合会には、15万円を加算して交付しました。

また、特殊詐欺被害防止対策として年金支給日に合わせて街頭啓発活動を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

交付金は、地区町会連合会が行う防犯活動の必要経費（防犯パトロール用ベストや帽子、会議費、防犯灯の電球等購入費）として、創意工夫により幅広く活用されています。

また、特殊詐欺被害がなくならないため、警察と連携した電話機対策が必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 松本市地区町会連合会防犯活動費交付金の経過

平成15～21年度 松本市町内防犯対策協議会が各町会に防犯指導員を配置し、防犯活動の推進に取り組みました。防犯指導員（個人）には年1万円の報償費を支払いました。

22年度～ 松本市町内防犯対策協議会が廃止され、防犯対策業務は各地区町会連合会が継続して推進していくこととなり、地区への交付金を新設しました。

イ 特殊詐欺被害防止対策の実施

特殊詐欺の被害が増加していることを受け、平成27年度に松本警察署及び市内関係団体と連携協定を締結し、平成28年度以降も引き続き被害防止対策に取り組みました。

- | | |
|--|------------|
| ・特殊詐欺非常事態宣言発令 | 平成27年 9月4日 |
| ・特殊詐欺被害防止に関する連携協定締結 | 平成27年12月1日 |
| (松本市、松本警察署、松筑金融機関防犯連絡協議会、松本コンビニエンスストア防犯協会、松本地区タクシー防犯協会、松本商工会議所、社会福祉法人松本市社会福祉協議会) | |
| ・被害防止街頭啓発活動 年金支給日（年6回） | |
| ・松本市役所ATMコーナーに特殊詐欺注意喚起装置の設置 | 平成29年 9月 |

地域防犯活動の推進

2 消費生活相談事業

地域づくり部 市民相談課

(1) 目標

消費生活と経済社会との関わりの多様化・複雑化に伴い、消費生活相談も複雑なものとなっています。引き続き、相談体制の整備を進め、消費者被害の防止と減少を目指します。また、消費者市民社会の構築に向けた取組みを進めます。

(2) 平成29年度の取組みと成果

- ア 1,286件の消費生活相談を受け、専門相談員が助言や斡旋等を実施しました。
- イ 広報まつもと等に消費生活相談の事例を掲載し、消費者被害に関する注意喚起と消費生活相談事業の周知を図りました。
- ウ 消費者被害防止啓発冊子「賢い消費者になるために」を作成し、出前講座等で配布しました。
- エ 悪質商法等防止ポケットティッシュを作成し、注意喚起のために活用しました。
- オ 消費者被害防止のためのバス側面と車内に広告を実施しました。
- カ 悪質商法等の被害防止のための街頭啓発を駅前等で行いました。
- キ 専門相談員による出前講座「賢い消費者になるために」を12回実施しました。
- ク 消費者被害防止の啓発寄席「智恵の話」会を2回実施しました。
- ケ 出前教室をモデル的に開始し、保育園で1回、小学生対象1回を実施しました。
- コ 消費者教育冊子「考え方！私たちの消費生活」を作成し、中学校3年生に配布しました。
- サ 多重債務者無料弁護士相談会を4回開催しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 消費者を取り巻く情報通信社会の複雑化、多様化を背景に、特殊詐欺被害を含め増加傾向にある消費生活相談に対応します。
- イ 消費者の自立を支援するため、引き続き小学校・中学校でモデル的に実施している出前教室や、地域での積極的な出前講座の実施など、子どもから高齢者まであらゆる世代に積極的に消費者教育事業を開します。
- ウ 県の消費生活センター、県内各市の消費生活センターと連携し、消費生活相談の内容充実に努めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成16年度 消費生活相談窓口を新設
- 17年度 松本市消費生活センターに改称
- 22年度 全国の相談状況がわかる「全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)」の運用開始
- 27年度 松本市消費生活センター条例を制定

イ 統計資料

相談件数の推移

(単位：件)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
相談件数	733	1,017	970	988	977	1,208	1,286

危機管理体制の強化

1 災害時応援体制構築の推進

危機管理部 危機管理課

(1) 目標

行政機能が麻痺し応急対策や復旧業務に大きな支障が生じた東日本大震災を教訓として、市町村間の相互応援協定、企業等との物資等供給に関する協定の締結などの応援体制の充実を進めます。

(2) 平成29年度の取組みと成果

ア 企業等との災害時協定

水道施設が被災した場合に関する協定を締結しました。

イ 協定先（神奈川県大和市）との訓練

平成29年3月の協定締結に伴い、両市の総合防災訓練への相互参加、大和市起震車による松本市小学校の地震体験の実施

ウ 災害時サポート事業所登録

災害時に地域に身近な事業所等が地域の防災活動に協力いただく「災害時サポート事業所登録制度」に5社を登録していただきました。

(3) 現状の分析と今後の課題

各種団体等との協定締結を推進し、災害時の防災体制を構築します。

「災害時サポート事業所登録制度」の、より一層の周知を図り事業所等への浸透を目指します。

また、地域に定着した事業所等の持つ人材、資機材、建物スペースなどの提供による地域での協力体制が構築できるよう具体的な支援体制について、災害時サポート登録事業者と地元町会との協議を進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成28年度 宗像市と相互応援に関する協定を締結

大和市と相互応援に関する協定を締結

29年度 災害時サポート事業所登録制度に5社登録

イ 統計資料

協定及びサポート事業所登録数の推移

	27年度	28年度	29年度
災害時応援協定等締結数	53	59	60
災害時サポート事業所登録数	19	20	25

危機管理体制の強化

2 災害備蓄体制の整備及び公的備蓄整備の推進

危機管理部 危機管理課

(1) 目標

災害時における被災者等の生命及び身体の安全を確保するため、被災者のもとへ物資を迅速に届けられる備蓄体制の整備を進めます。また、松本市地域防災計画に基づき、災害対策用の公的備蓄の整備を進めます。

(2) 平成29年度の取組みと成果

- ア 備蓄物資を効率的に配布できるよう指定避難所である小中学校16カ所へ備蓄倉庫を整備しました。
- イ 非常用備蓄食糧として、想定避難者数の1食分(50,500食)のうち、10,100食を更新・配備しました。
- ウ (仮称) 松本市災害時支援物資集積拠点を整備するため、松本市島内に15,408m²の建設用地を取得しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

平成27年に公表された長野県地震被害想定調査報告書の被害想定に基づき、計画的に公的備蓄の整備を進めます。

公的備蓄の物資は備蓄倉庫に保管していますが、倉庫が整備されている指定避難所が少ないため、災害時に道路の寸断等により輸送経路が絶たれた場合、避難所へ物資を配送できないことも想定されます。

そのため、地域における拠点指定避難所である小中学校への備蓄倉庫の整備を進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- | | |
|--------|------------------------------------|
| 平成26年度 | 発電機、投光器等の配備が無い指定避難所へ3年計画で発電機等を配備開始 |
| 28年度 | 備蓄倉庫が整備されていない小中学校へ3年計画で備蓄倉庫を整備開始 |

イ 統計資料

備蓄倉庫及び備蓄物資数量の推移

	27年度	28年度	29年度
備蓄倉庫設置箇所数 (小中学校以外の倉庫19カ所を含む)	25カ所	33カ所	49カ所
発電機等配備避難所数	129カ所	156カ所	156カ所
食糧	64,370食	62,230食	67,790食
段ボールベッド	—	1,277台	1,277台
携帯トイレ	82,900枚	257,500枚	257,500枚

危機管理体制の強化

3 防災行政無線の整備と統合

危機管理部 消防防災課

(1) 目標

緊急・災害情報等を市民に的確かつ迅速に伝達するため「松本市における災害情報等伝達手段構築の方向性について」に基づき、旧松本市における同報系防災行政無線の整備及び合併5地区の同報系防災無線との統合を進めます。

(2) 平成29年度の取組みと成果

旧松本市及び合併5地区の現行の同報系防災行政無線の保守管理を行うとともに、梓川・波田地区のシステム更新工事契約を締結し、工事に着手しました。両地区において芥子坊主中継局の電波状況を確認しつつ、屋外拡声子局70局の建柱場所および92箇所の屋内戸別受信機設置場所を選定しました。また、四賀・安曇・奈川地区のシステム更新については、芥子坊主中継局の電波が届かないため、有線方式と無線方式を組み合わせたハイブリッド方式を導入する方針を定めました。

(3) 現状の分析と今後の課題

老朽化した合併地区同報系防災行政無線の更新（継続）

梓川・波田地区での屋外拡声子局の建柱や屋内戸別受信機の設置については、地元住民や各施設との調整をとりながら工事を進め、12月に完全移行する予定です。四賀・安曇・奈川地区のではシステム構築の実施設計を進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

平成23年度	同報系防災行政無線設計業務委託（旧松本市）
平成24年度	同報系デジタル防災行政無線整備工事の開始（旧松本市）
平成25年度 ～26年度	同報系デジタル防災行政無線整備内容（旧松本市） <ul style="list-style-type: none"> ・親局2局、中継局1局 ・屋外拡声子局 307局 ・戸別受信機717箇所（旧松本地区の指定避難所、町内公民館及び要援護者施設等） ・合併地区（波田地区を除く）の既設同報系防災行政無線と市役所本庁舎親局を接続
平成27年度	同報系デジタル防災行政無線整備（梓川・波田地区） 更新計画策定及び基本設計
平成28年度	同報系デジタル防災行政無線整備（梓川・波田地区） 実施設計
平成29年度	同報系デジタル防災行政無線整備（梓川・波田地区） 工事契約締結・着手 同報系デジタル防災行政無線整備（四賀・安曇・奈川地区） 基本方針の策定

危機管理体制の強化

4 消防団員の確保、消防団施設等の整備

危機管理部 消防防災課

(1) 目標

市民の生命、身体及び財産を火災から保護する消防団員の確保を図るとともに、活動拠点施設としての消防団施設（詰所・車両置場）及び消防機動力としての消防団車両について、整備方針に基づく整備を進めます。

(2) 平成29年度の取組みと成果

ア 団員の確保

- (ア) 「地域との絆 消防団応援プロジェクト」の継続（協賛店が消防団員へ特典を提供）（108店登録）
- (イ) 「消防団協力事業所表示制度」（事業所による消防団への積極的協力を認定）の活用（65事業所登録）
- (ウ) 消防団団員確保委員会による地域の実情や団員確保に向けた取組みについて意見交換
- (エ) 市内事業所等への消防団員確保協力依頼

2,258事業所へ消防団員募集及び消防団協力事業所表示制度周知のため通知を発送

- (オ) 市職員への勧誘（新規採用職員、若手職員を対象）

イ 消防団施設

本部詰所1カ所（27分団）、ポンプ置場2カ所（23分団第1部、第2部）を整備しました。

ウ 消防団車両

消防ポンプ自動車3台（第4、7、25分団）、積載車3台（第8、20、40分団）、軽積載車1台（第31分団）を更新しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

団員確保対策の強化及び時代にふさわしい消防団のあり方の研究が必要と考えます。そのため、若手市職員への勧誘を継続し、市役所分団創設を検討します。また、従業員の多い市内事業所等を訪問して消防団員確保協力依頼を行い、消防団のイベント参加による消防団活動の市民理解を深めます。

(4) 現在までの経過

ア 松本市の消防団員（平成30年4月2日現在）

- (ア) 総数2,004人（条例定数2,169人）
- (イ) 上記(ア)のうち女性団員数82人（4.1%）

イ 消防団施設等の整備方針

- (ア) 施設の建替基準 耐用年数又は30年以上
- (イ) 車両の更新基準 22年

防災・減災対策の推進

1 防災都市計画

建設部 都市政策課

(1) 目標

大規模地震などの発生に備えるため、地震による被害想定調査に基づき中心市街地を重点地域に指定し、地震の被害を抑える指針として策定した「松本市防災都市計画」に基づき、都市レベル及び地区レベルの防災施策を展開し、市民と行政が協力して地震に強い安全で安心なまちづくりを推進します。

(2) 平成29年度の取組みと成果

都市防災推進協議会における他都市の都市防災に関する取組みを参考に、都市防災施策の検討を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

安全で良好な生活環境の向上を図るため、建築計画等に併せた狭い道路対策事業を推進します。

平成21年度に公表した災害危険度判定調査結果により、住んでいる地域の危険性を認識してもらうことで、自主防災活動の啓発や建物の耐震化など市民が主体となった防災まちづくりを推進します。

また、防災都市計画・地区防災まちづくり方針に基づく施策を実施し、安全・安心なまちづくりに努めます。

現計画の策定から時間が経過していることから、災害危険度判定の再調査に着手し、防災都市計画の見直しに取り組みます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成8年度	政府の地震調査研究推進本部が「牛伏寺断層を含む区間で、今後数百年以内にM8程度の地震が発生する可能性が高い」との見解を発表
12年度	災害危険度判定調査結果を公表
13年度	防災都市計画を策定し、公表
15年度	地区防災まちづくり方針を策定し、公表
15～17年度	東部地区防災広場の整備
18～20年度	城北地区防災広場の整備
21年度	災害危険度判定調査結果の公表
21～22年度	第二地区防災広場の整備
24年度	狭い道路の拡幅整備に関する条例制定及び事業化
26年度	信州大学と市危機管理部の共同により「揺れやすさマップ」を作成

防災・減災対策の推進

2 建物の耐震改修の促進

建設部 建築指導課

(1) 目標

昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された次の住宅や建築物の無料耐震診断及び耐震補強工事等に対する補助を行い、地震に対する建物の安全性の向上と災害に強いまちづくりを推進します。

(2) 平成 29 年度の取組みと成果

- ア 木造住宅無料精密耐震診断の申込み、非木造住宅精密耐震診断、特定既存耐震不適格建築物精密耐震診断及び耐震補強工事の件数は前年を上回りました。
- イ 耐震改修促進事業の概要について、市広報、いじか通信への掲載や、チラシの全市回覧、パンフレットの作成・配布等により一層の周知を図りました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 耐震補強工事に多額の経費を要することや高齢者のみが暮らす住宅の増加等の影響等により、無料耐震診断後の耐震補強工事に踏み切れない世帯等が多くなっています。
- イ 引き続き、広報活動を通じて建物の耐震化の重要性について、機会あるごとに周知を図るとともに、耐震補強工事の必要性や補助事業の活用を関係団体等と連携し、積極的に P R していきます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- | | |
|----------|--|
| 平成 16 年度 | 木造住宅無料耐震診断事業を開始 |
| 17 年度 | 木造住宅耐震補強工事補助事業を開始 |
| 19 年度 | 2 月に松本市耐震改修促進計画を策定 |
| 20 年度 | 非木造住宅、避難施設精密耐震診断事業及び特定建築物精密耐震診断補助事業を開始 |
| 22 年度 | 非木造住宅無料精密耐震診断事業を補助事業に変更。木造住宅無料耐震診断事業における 2 段階診断方式を廃止。直接精密耐震診断の実施が可能に |
| 25 年度 | 建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正 |
| 26 年度 | 要緊急安全確認大規模建築物精密耐震診断実施 |
| 27 年度 | 松本市耐震改修促進計画を改定（目標期間：平成 28 年度～平成 32 年度） |
| 28 年度 | 要緊急安全確認大規模建築物精密耐震診断結果を公表 |

イ 統計資料（実施状況）

事業		27年度	28年度	29年度
木造住宅	無料精密耐震診断	34戸	51戸	129戸
	耐震補強工事補助	5戸	10戸	8戸
非木造住宅精密耐震診断補助		0件	1件	0件
避難施設無料精密耐震診断		4棟	4棟	0棟
特定既存耐震不適格建築物精密耐震診断補助		0棟	1棟	0棟
要緊急安全確認大規模建築物精密耐震診断補助		3棟	0棟	0棟

防災・減災対策の推進

3 雨水渠の整備

建設部 建設課

(1) 目標

都市化による雨水流出量の増加に伴い、放流の分散化を図り、都市浸水被害を防止するため雨水渠の整備を進めます。

(2) 平成29年度の取組みと成果

- ア 長沢川・地蔵川の溢水対策として、県第一雨水幹線の工事を実施しました。
- イ 並柳・出川地区の溢水対策として、並柳第一雨水幹線の工事を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 田川第一雨水幹線、県第一雨水幹線、並柳第一雨水幹線の工事を進めます。
- イ 庄内地区の溢水対策として、新たに筑摩雨水幹線の整備を進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和43年度	下水道事業として雨水排水対策を開始
(中略)	
14年度	上下水道局下水道課から建設課へ事業移管
16年度	牛伏川第三雨水幹線竣工
17年度	水汲第一雨水幹線竣工
20年度	芳川村井第一雨水幹線竣工
25年度	芳川小屋第一雨水幹線竣工
26年度	穴田川第三雨水幹線、信大南雨水貯留管竣工

イ 統計資料

整備面積・管渠延長の実績

年度	全体計画 計画排水区域 (ha)	整備面積 (ha)		整備管路延長 (m)	
		累 計 (ha)	整備率(%)	改修延長	累 計
27	3,807.0	736.5	19.3%	43.6	28,937.2
28	3,807.0	736.5	19.3%	710.0	29,647.2
29	3,807.0	736.5	19.3%	116.0	29,763.2

防災・減災対策の推進

4 河川水路網の整備

建設部 建設課

(1) 目標

市内を流れる43河川（延長56.9km）及び295水路（199.7km）の水系別、排水系列別の整備を進め、円滑な治水・排水により市民生活の安全性を確保するとともに、周辺の景観と自然環境に配慮したうるおいとやすらぎのある水辺空間の形成を目指します。

(2) 平成29年度の取組みと成果

赤松沢・山田川・蛇川・並柳地区水路・横田運動公園水路・村井西水路・高宮水路等、市内を流れる11の河川・水路（延長413.6m）の改修を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

旧松本市の河川・水路は1次改修が概ね完成しています。しかし、施設は老朽化が進んでおり、また近年の集中豪雨や都市化による降雨時の出水量の増加により、通水断面不足による溢水等が発生しています。このため、既存の河川・水路で2次改修が可能な区間の整備を進めるとともに、新設排水路や雨水貯留浸透施設など、総合的な整備・検討を進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 統計資料

河川改良費の状況（雨水渠を含む）

年度	総 計		国庫補助事業		市単独事業	
	総額(千円)	構成比(%)	総額(千円)	構成比(%)	総額(千円)	構成比(%)
27	272,347	100.0	189,172	69.5	83,175	30.5
28	541,647	100.0	423,135	78.1	118,512	21.9
29	235,139	100.0	162,258	69.0	72,881	31.0

河川・水路の改修実績

年度	河 川			水路（雨水渠を除く）		
	改修数	改修延長 (m)	金額(千円)	改修数	改修延長 (m)	金額(千円)
27	7	142.5	30,441	7	447.0	37,865
28	6	163.0	40,714	8	525.2	38,167
29	4	106.8	33,599	7	306.8	33,900

※金額は工事請負費です。

防災・減災対策の推進

5 奈良井川流域の一級河川整備（県事業）の促進

建設部 建設総務課

(1) 目標

奈良井川流域の現況流下能力や過去の災害等を踏まえ、県及び関係団体とともに整備促進を図ります。

特に、危険度が高い田川中流域（庄内地区から芳川地区）及び薄川下流域（田川合流から上流 700 m）が早期に改修できるようにするため、田川下流域（薄川合流から奈良井川合流）から優先的に整備をするとともに、田川中流域については、改修の一環として護岸の根継ぎや橋梁の架替えにより河床を下げ、田川へ流入する河川・水路からの溢水に伴う災害防止を図ります。

(2) 平成 29 年度の取組みと成果

ア 河川整備

県により次の工事が行われました。

(ア) 田川の塩尻市境から下流の護岸工 ($L = 130\text{ m}$)

(イ) 奈良井川の松島橋上下流 ($L = 185\text{ m}$)

(ウ) 薄川の入山辺宮原地区の法面工 ($A = 390\text{ m}^2$)

イ 河川整備促進の要望活動

奈良井川水系河川改良促進期成同盟会で、中央要望を 8 月 3、4 日、県要望を 11 月 24 日に実施

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 県は、新たな松本圏域河川改修計画が策定されるまでは、昭和 57 年に策定した奈良井川全体計画に基づいて河川改修を計画的に進めています。

イ 市は、内水溢水被害を防ぐため、奈良井川、田川、薄川の河床掘り下げの促進と河川改修完了までの堆積土砂撤去や立木等の伐採を県へ要望します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 昭和 19 年 田川 奈良井川合流点～塩沢川合流点の河川改修事業が採択
- 牛伏川 田川合流点～白姫橋の河川改修事業が採択
- 25 年 女鳥羽川 田川合流点～原橋の河川改修事業が採択され着手（平成 29 年完了）
- 26 年 田川 河川改修工事着手
- 27 年 鎖川 奈良井川合流点～針尾橋の河川改修事業が採択され着手（平成元年完了）
- 38 年 奈良井川、田川及び女鳥羽川の計画高水流量の改訂
- 42 年 薄川 田川合流点～舟付橋の河川改修工事に着手（平成 2 年から休止）
- 45 年 ダム計画との整合及び薄川の編入により、奈良井川、田川、女鳥羽川及び薄川の計画高水流量の改訂
- 49 年 牛伏川 河川改修工事着手（昭和 60 年完了）
- 57 年 奈良井川水系の全体の計画高水流量を改訂し、水系全体の変更認可を受け、河川改修工事を施工

イ 統計資料

一級河川の状況については、資料編 1215 に掲載

防災・減災対策の推進

6 狹あい道路拡幅整備

建設部 建築指導課

(1) 目標

市民の理解と協力の下に、安全で良好な生活環境を確保するため、狭あい道路（市街化区域の幅員1.8m以上4m未満の市道）の拡幅整備を推進します。これにより、災害時の避難行動や防火活動、日照、通風、防火性能等に有効な空間を確保でき利便性が向上します。

(2) 平成29年度の取組みと成果

ア 取組状況

建築主等と協議が整えば市が測量や登記の費用を負担し、後退用地内の工作物等の撤去等に対し補助金を交付しています。

イ 平成29年度実施状況（協議状況）

(ア) 協議書提出件数 82件（内寄附済・後退済件数0件、寄附予定件数15件）

(イ) 所有権移転件数 10件

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 市民の理解と協力の下に、安全で良好な生活環境を確保するため、事業を進めることができます。

イ 災害時の避難や防災活動、日照、通風、防火性能等について引き続き、広報活動を通じ、機会あるごとに周知を図り、関係団体等と連携し積極的にPRしていきます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成22年度 庁内協議開始

23年度 庁内協議

12月に議会に取り組みについて報告

24年度 4月にパブリックコメント実施と議会の意見聴取

6月議会で「松本市狭あい道路の拡幅整備に関する条例」制定

8月に「松本市狭あい道路の拡幅整備に関する条例」施行

イ 統計資料（事業実施状況）

事業内容	27年度	28年度	29年度
道路整備件数	5件	15件	7件
工作物除去・移設等補助金交付件数	9件	14件	7件
奨励金交付件数	0件	2件	5件

調和した土地利用の推進

1 都市計画マスタープラン

建設部 都市政策課

(1) 目標

合併による市域の拡大や、超少子高齢型人口減少社会などの社会情勢の変化に対応するため、松本市都市計画マスタープランに掲げる集約型都市の構築に向け、長期的展望にたち、秩序ある土地利用の誘導による良好な生活環境の確保と市域の均衡ある発展を図ります。

(2) 平成29年度の取組みと成果

集約型都市構造への具体策として立地適正化計画の策定を進めました。

(3) 現状の分析と今後の課題

本市の将来像を行政と市民、関係者が共有し、具体的な実施計画の立案と効果的な施策の実施を行うため、引き続きP D C Aサイクルを採用し、施策の進捗状況を確認することにより、マスタープランの実現を図ります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成11年5月	都市計画基本方針を策定
18年度	周辺4村との合併による市域の拡大、社会情勢の変化による見直しに着手
19年度	全体構想、地域別構想の検討
20年度	全体構想(案)、地域別構想(案)の作成及び都市計画マスタープラン(素案)の作成
22年3月	都市計画マスタープランの見直し完了
23年度	旧波田町との合併による市域拡大による見直しに着手
25年3月	都市計画マスタープランの見直し完了
	全体構想へ波田地区の位置付け、波田地域別構想の追加及び時点修正
26年度	都市計画マスタープランの市民評価を実施

調和した土地利用の推進

2 市街化区域・市街化調整区域

建設部 都市政策課

(1) 目標

無秩序な市街化を防止し、良好な都市形成を行うため、都市計画区域を優先的かつ計画的に市街化すべき区域（市街化区域）と市街化を抑制すべき区域（市街化調整区域）に分けて、段階的かつ効率的な市街化を図り、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進します。

(2) 平成29年度の取組みと成果

第7回区域区分見直しにあたり、松本都市圏における課題や将来の都市構造に向けたビジョンを描くため、県や周辺市町村との協議を進めるとともに、基礎調査の実施と見直し変更原案作成に向けた検討を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

長野県と都市計画ビジョンおよび松本都市計画区域マスタープラン（長野県決定）、松本市総合計画（第10次基本計画）や松本市都市計画マスタープランと整合を図り、適正な区域区分の見直しを進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和46年 5月17日	新都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）による区域区分告示 (市街化区域 2,262ha、市街化調整区域 24,168ha)				
55年 3月	第1回区域区分見直しにより、市街化区域 455ha 増の変更				
平成 2年 8月	第2回区域区分見直しにより、市街化区域 958ha 増の変更				
8年 8月	第3回区域区分見直しにより、市街化区域 20ha 増の変更				
12年 8月	第4回区域区分見直しにより、市街化区域 69ha 増の変更				
16年 5月	第5回区域区分見直し（一般保留の決定のみ）				
22年 11月	第6回区域区分見直しにより、市街化区域 22ha 増の変更				
26年 2月	村井東田地区を市街化区域に編入し、市街化区域 5ha 増の変更				
26年 11月	松本都市計画区域と波田都市計画区域を統合し、波田地区を市街化区域と市街化調整区域に区分しました。				

平成30年4月1日現在の都市計画区域の状況

行政区域	都市計画 区域名	都市計画区域	都市計画区域内訳		都市計画 区域外
			市街化区域	市街化調整区域	
97,847ha (100%)	松 本	30,191ha (30.86%)	4,008ha (4.10%)	26,183ha (26.76%)	67,656ha (69.14%)

調和した土地利用の推進

3 用途地域

建設部 都市政策課

(1) 目標

健全な都市形成と都市全体における合理的な機能配分を行うため、市街化区域に用途地域を設定して規制と誘導により、快適で健康かつ能率的な都市環境の実現と土地利用の増進を図ります。

(2) 平成29年度の取組みと成果

都市計画マスタープランに基づく土地利用の誘導を図るための具体策として、立地適正化計画の策定に伴う現状分析とともに、都市機能誘導のために必要な用途地域の設定について検討を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

「松本市都市計画マスタープラン」に基づく集約型都市構造の具現化のため、立地適正化計画の内容における現状分析、拠点の整理、維持・誘導すべき都市機能及び区域の設定方針等に基づき、適切な用途地域の設定に努めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和13年 3月	市街地建築物法の適用により用途地域を指定
48年 10月	新都市計画法の制定・建築基準法の改正により、8種類の用途地域に変更
平成 8年 4月	都市計画法・建築基準法の一部改正により、12種類の用途地域に変更
17年 3月	波田都市計画区域の用途地域指定
20年度まで	市域の拡大、区域区分の変更等により、用途地域を26回変更
22年 11月	和田地籍への新工業団地建設に伴う市街化区域拡大部を工業専用地域に指定
25年度	村井東田地区を市街化区域に編入し、第二種中高層住居専用地域
26年度	波田地区において、都市計画区域の統合と区域区分に合わせ、平成17年に指定した用途地域の見直しを実施
28年 9月	村井駅周辺の一部について用途地域を変更

用途地域（平成30年4月1日現在）

松本都市計画区域

第1種低層 住居専用地域	第2種低層 住居専用地域	第1種中高層 住居専用地域	第2種中高層 住居専用地域	第1種 住居地域	第2種 住居地域	準住居地域
492 ha (12.3%)	31 ha (0.8%)	728 ha (18.2%)	241 ha (6.0%)	892 ha (22.3%)	336 ha (8.4%)	30 ha (0.7%)
近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	計	
114 ha (2.8%)	167 ha (4.2%)	577 ha (14.4%)	163 ha (4.0%)	237 ha (5.9%)	4,008 ha (100.0%)	

4 中小土地区画整理事業の推進

建設部 都市政策課

(1) 目標

新市街地において、地域の特性を活かした良好な住環境を備えた市街地形成を進めていくため、土地区画整理事業を推進します。

(2) 平成 29 年度の取組みと成果

- ア 施行中の 4 地区（両島 3.1ha、村井町南 5.0ha、惣社 2.9ha、岡田東 1.0ha）の計画的な事業進捗が図られました。
- イ 両島、村井町南地区で順調に保留地処分が行われました。
- ウ 惣社地区で仮換地指定がされ、区画街路築造工事に着手しました。
- エ 土地区画整理事業法第 76 条に基づく許可は 19 件でした。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 組合設立の認可を受けて事業化した 42 地区（233.6ha）の内、38 組合（221.6ha）で事業が完了しました。
- イ 事業計画区域 77 地区（355.4ha）の内、合意形成が図れず、技術援助中止となった 23 地区（35.5ha）を含む市街化区域内農地の土地利用について、自然との調和及び都市活動の幅を広げ、多様性を高める研究・検討が必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- | | |
|------------------|--|
| 昭和 59 年 4 月 19 日 | 線引き並びに用途変更についての告示（長野県知事） |
| 9 月 20 日 | 基本方針に基づき、市と農協で、松本市地域開発研究会を設置 |
| 平成 3 年 7 月 12 日 | 松本市土地区画整理事業組合連絡協議会を組織 |
| 8 年 4 月 1 日 | 全体面積 5ha 未満の個人施行 及び 土地区画整理事業に係る許認可事務等が、長野県知事から、松本市長へ委任 |
| 8 月 1 日 | 技術援助の対象面積要件を、市長が特に認める場合は 0.7ha まで緩和 |
| 12 年 11 月 1 日 | 特例市の指定により、全体面積 5ha 以上の個人施行及び土地区画整理事業に係る許認可事務が、長野県知事から松本市長へ委譲 |
| 28 年 12 月 | 松本市地域開発研究会を廃止 |
| 29 年 2 月 1 日 | 市土地区画整理事業助成要綱を一部改正し、新規案件に対する補助金を廃止 |
| 29 年度まで | 42 地区 233.6ha について、松本市土地区画整理事業助成要綱に基づく技術援助を実施 |

調和した土地利用の推進

5 地区計画の推進

建設部 都市政策課

(1) 目標

土地区画整理事業により、計画的に整備が進められている地区、開発予定地区及び既存集落における良好な居住環境の確保、あるいは公共施設整備の不十分な地域における公共施設の計画的な整備と居住環境の向上を目的として、地区計画を地区関係者の合意のもとに策定し、建築行為の誘導、規制をすることにより、良好な市街地の維持・形成の推進を図ります。

(2) 平成29年度の取組みと成果

村井町南地区において、宅地造成に合わせ地区計画を都市計画決定

(3) 現状の分析と今後の課題

土地区画整理事業区域内を中心に、地元関係者の協力を得ながら地区計画を策定し、魅力ある住みよいまちづくりを進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成4年度～平成28年度 36地区 286.0ha の地区計画を都市計画決定

5年4月 「松本市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」を制定

イ 統計資料

地区計画決定の経過

年 度	面 積	地 区 名	年 度	面 積	地 区 名
4年度	39.8ha	芳川小屋、寿百瀬	17年度	12.0ha	和田西原
5年度	31.7ha	小屋、竹渕北、寿小池	18年度	3.7ha	井川城中
6年度	23.3ha	平田東、高宮・征矢野	19年度	23.0ha	中原、中山台
7年度	18.1ha	竹渕南、岡田久根下、 松原・寿台、村井	20年度	9.0ha	城北東
			21年度	21.0ha	笠部、中巾
8年度	5.9ha	野溝塚田、新井	23年度	10.0ha	青島、空港東
10年度	7.2ha	寿小赤	24年度	12.4ha	倭工業団地
11年度	4.3ha	平田西、竹渕西	26年度	1.9ha	新井北
12年度	4.1ha	井川城北、島高第一	27年度	2.6ha	東方
13年度	2.6ha	下惣	28年度	3.0ha	両島
14年度	13.3ha	小宮、村井巾下	29年度	4.9ha	村井町南
15年度	37.1ha	平田、庄内	合計	290.9ha	37地区

道路整備の推進

1 松本市総合都市交通計画

建設部 都市政策課

(1) 目標

土地利用や社会経済情勢の変化などに対応するため、都市計画道路の見直し方針を含めた松本市総合都市交通計画に基づき、超少子高齢型人口減少社会への対応、地球温暖化の防止、自然環境の保全などの課題に対応した交通政策を展開し、生活環境の維持向上と持続可能なまちづくりを推進します。

(2) 平成29年度の取組みと成果

関係施策との調整を図りながら、都市計画道路見直し案の検討を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

市街地の主要道路網について、府内検討や関係機関との協議、市民との合意形成を図りながら、都市計画の変更を目指します。特に内環状線構想については、総合計画や都市計画マスターplan等、各種計画の方針である都市の将来像との整合性を考慮し、今まで行ってきたまちづくりを尊重したうえで、現道の活用や機能強化による幹線道路網を構築するなど、総合的な視点による見直し案を検討します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成20年度	松本都市圏P T調査（長野県実施）
23年3月	松本都市圏総合都市交通計画の策定（長野県）
	松本市総合都市交通計画の策定
24年8月	松本市次世代交通政策「新しい交通体系によるまちづくりビジョン」策定
27年度	松本市次世代交通政策実行計画（総合交通戦略）策定

イ 統計資料

松本都市計画道路の整備状況（平成30年3月末現在）

区分	規 模	計 画		改 良 済	
		路線数	延長(m)	構成比(%)	延長(m)
1 (自動車専用道路)	4 (16m以上～22m未満)	1	5,300	4.5	0
3 (幹線街路)	2 (30m以上～40m未満)	3	13,940	11.9	1,443
	3 (22m以上～30m未満)	4	10,390	8.9	1,700
	4 (16m以上～22m未満)	23	45,530	39.0	30,015
	5 (12m以上～16m未満)	16	30,150	25.8	9,422
	6 (8m以上～12m未満)	5	10,260	8.8	5,170
	小計	51	110,270	94.4	47,750
7 (区画街路)	6 (8m以上～12m未満)	2	520	0.5	520
8 (特殊街路)	4 (16m以上～22m未満)	1	190	0.2	190
	7 (8m未満)	4	470	0.4	470
	小計	5	660	0.6	660
計		59	116,750	100.0	48,930
					41.9

道路整備の推進

2 橋りょうの長寿命化及び定期点検

建設部 建設課、維持課

(1) 目標

橋梁長寿命化修繕計画に基づき計画的に修繕・架替えを行うことにより、橋りょうの安全確保及び耐用年数の延伸を図ります。

また、道路法に基づき、2m以上の橋りょうについて、5年に1度の定期点検を実施します。

(2) 平成29年度の取組みと成果

- ア 橋りょうの維持管理を効率的かつ計画的に行うため、平成24年度に橋長5m以上を対象とした「松本市橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、橋梁補修工事及び定期点検業務を実施しています。
- イ 平成29年度は、下瀬黒橋・百瀬橋・井川城橋・原橋・中条橋・松本橋・上橋・下島1号橋・八竜橋の補修工事を実施しました。また、みとれ橋・大岩橋・元町橋・清水橋・学北橋・一つ橋の補修詳細設計業務を実施しました。
- ウ 道路法に基づく橋梁定期点検を平成29年度までに、建設課においては、橋長5m以上を対象に、全479橋中452橋を実施し、維持課では、橋長2~5mについて、全508橋中446橋の点検を実施しました。
なお、点検結果から、平成29年度のⅣ判定（緊急措置段階）橋りょうは、ありませんでした。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 橋梁長寿命化修繕計画に基づき、将来的な財政負担の低減、橋梁修繕費の平準化及び道路交通の安全性の確保を図るため、橋りょうの長寿命化を引き続き計画的に進めます。
- イ 平成30年度は、5年に1回の定期点検（1巡目）が完了することから、その結果を踏まえ橋梁長寿命化修繕計画（橋長2~5mの小規模な橋りょうを含む）の見直しを行い、今後の補修計画を策定します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成20年度から23年度の橋梁調査を基に策定した「松本市橋梁長寿命化修繕計画」に沿って、橋りょうの維持管理を実施しています。また、道路法改正に伴い、平成26年7月からは義務付けられた定期点検要領に基づき、橋りょうの定期点検を実施しています。

イ 統計資料

平成25年度まで	補修工事 千歳橋外6橋、定期点検94橋（旧点検要領）
26年度	補修工事 出川橋外2橋、補修詳細設計 松本橋外4橋 定期点検 橋長5m以上19橋、橋長2~5m 71橋
27年度	補修工事 出川橋外5橋、補修詳細設計 中林橋外4橋 定期点検 橋長5m以上161橋、橋長2~5m 80橋
28年度	補修工事 下瀬黒橋外5橋、補修詳細設計 洞橋外5橋 定期点検 橋長5m以上132橋、橋長2~5m 177橋
29年度	補修工事 松本橋外8橋、補修詳細設計 元町橋外5橋 定期点検 橋長5m以上140橋、橋長2~5m 118橋

道路整備の推進

3 大型道路構造物・舗装の長寿命化及び定期点検

建設部 維持課

(1) 目標

大型道路構造物及び舗装について長寿命化修繕計画を策定し、計画的に維持管理することにより、安全性の確保及び耐用年数の延伸を図ります。

また、国から示された点検要領に基づき、定期点検を実施します。

(2) 平成29年度の取組みと成果

- ア 大型道路構造物（大型カルバート2カ所、横断歩道橋6カ所、道路トンネル1カ所）の点検を実施し、個別の長寿命化修繕計画を作成しました。
- イ 平成27年度に策定した舗装長寿命化修繕計画に基づき修繕箇所を選定し、1路線（L=0.6km）の舗装修繕を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 大型道路構造物について、個別の長寿命化修繕計画に基づき、計画的に修繕を進めることにより、事業費の平準化及び道路交通の安全性を確保します。
- イ 舗装長寿命化修繕計画に基づいた計画的修繕の遂行を目指します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成27年度に舗装長寿命化修繕計画を策定

イ 統計資料

全体数量	舗装（幅員5.5m以上の幹線道路）	L=335km
	大型カルバート（島立、北松本）	2箇所
	横断歩道橋（島内、筑摩、南荒井南、並柳、北松本（西）、北松本（東））	6箇所
	道路トンネル（雪見ヶ原トンネル）	1箇所

平成26年度 舗装点検 L=280km

27年度 舗装点検 L=55km 舗装長寿命化修繕計画の策定

28年度 舗装修繕箇所の選定

29年度 舗装修繕1カ所（市道7702号線L=0.6km）実施

道路整備の推進

4 国道19号松本拡幅の建設促進

建設部 建設総務課

(1) 目標

国道19号は、松本市の発展を支える交通の主軸として、また生活道路として主要な役割を果たしてきましたが、近年、地域間交通の増加や、沿線商業施設の開発等により慢性的な渋滞を引き起こしています。

この渋滞解消と松本市周辺における地域の活性化など、さらなる交通需要に対応していくために、その整備促進を図るものであります。

(2) 平成29年度の取組みと成果

ア 国道19号松本拡幅建設促進連絡協議会、国道19号松本拡幅市議会議員連盟、松本商工会議所と連携し、国土交通省、財務省等に事業促進等の要望を行いました。(平成29年7月21日)

イ 平成28年度に引き続き国の用地国債制度により、松本市土地開発公社が事業用地の先行取得を実施しました。

ウ 用地買収の進捗状況は、平成30年3月末現在、松本市土地開発公社所有地を含め事業区間全体の面積比で約37%となっています。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 国道19号松本拡幅の事業効果、促進を図るため、第1工区から第3工区間の用地買収について国と調整を図り事業を進めます。

イ 今後も事業進捗のため、国の用地国債制度を活用し、松本市土地開発公社による事業用地の先行取得を継続して実施します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成10年3月 4車線化の都市計画決定

10年度 渚3丁目～宮渕本村間が事業化（松本拡幅L=1.6km）

10年5月 「松本地区整備対策連絡協議会」を改称し「松本拡幅建設促進連絡協議会」を設立

16年11月 事業化区間の地権者会を設立し、建設促進連絡協議会に加わる

17年度～ 用地買収に着手

23年度～ 工事に着手

25年度 第1工区の渚1丁目交差点付近の一部が完成（上り車線の右折レーン2車線化）

27年度 渚1丁目交差点北から田川小学校前まで約400mの工事が完了し、暫定供用

28年度～ 国の用地国債制度を活用した松本市土地開発公社による事業用地の先行取得を実施

イ 統計資料

用地取得状況の経過（累計）

概要・年度			24年度まで	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
1～4 工区	取得面積 (m ²)	年度別	757.68	376.89	162.31	0	1,983.63	1,737.06
		累計	9,058.06	9,434.95	9,597.26	9,597.26	11,580.89	13,317.95
全体	取得率(%)	25	26	27	27	32	37	

※取得面積には、松本市土地開発公社所有地を含む

道路整備の推進

5 中部縦貫自動車道及び国道158号の整備促進

建設部 建設総務課

(1) 目標

松本市と福井市を結ぶ中部縦貫自動車道は、地域産業の活性化、観光地へのアクセス強化等を実現するとともに、中央自動車道、東海北陸自動車道及び北陸自動車道を相互に連絡し、関東・中部・北陸地方の広域的、一体的発展に寄与することから、その整備促進を図るものです。

(2) 平成29年度の取組みと成果

- ア 「中部縦貫自動車道（松本～中ノ湯間道路）建設・国道158号整備促進期成同盟会」及び「中部縦貫自動車道建設促進長野・岐阜連絡協議会」の活動を通して、国土交通省、地元選出国会議員等に整備促進等の要望を行いました。（平成29年7月25日、8月24日）
- イ 国道158号奈川渡改良は、2号トンネル工事が進められています。（掘削延長：620/1,530m、進捗率：41%）（平成30年3月末現在）
- ウ 松本波田道路は、国が沿線の一部において用地測量を実施しました。また、地元対策委員会と（仮称）松本JCTの設計協議を行いました承され、幅杭設置及び詳細設計を実施しています。
- エ 国道158号渋滞対策道路は、県が島々から三溝新田工区において工事を進めています。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 国道158号奈川渡改良の工事が円滑に進められるよう、国、地元及び関係機関等との調整を図ります。また、道地元住民の切実な思いとともに事業促進について国等に要望を行います。
- イ 松本波田道路は、各地区における事業進捗を図り、用地測量、調査を進めるとともに、地権者会連絡協議会と用地取得に向けた調整を行います。
- ウ 松本波田道路に接続する「追加IC」は、設置に向け国・県との調整を進めます。
- エ 中部縦貫自動車道全線の整備計画を早期に提示するよう国に働きかけるとともに、波田渋滞対策道路の早期整備について県等に要望を行います。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- | | |
|---------|-----------------------------------|
| 昭和62年度 | 高規格幹線道路として路線指定 |
| 平成9年12月 | 安房峠道路（L=5.6km）開通（安房トンネルL=4.37km） |
| 11年3月 | 松本波田道路の都市計画決定 |
| 13年8月 | 松本波田道路の設計協議が中断 |
| 24年1月 | 松本波田道路が国の事業評価監視委員会により事業継続決定 |
| 28年11月 | 国道158号奈川渡改良の2号トンネル工事が国の権限代行で着工 |
| 29年3月 | 国が松本波田道路事業用地の市有地（波田扇子田運動公園の一部）を取得 |
| 29年5月 | 国が松本波田道路の一部において用地測量に着手 |

イ 統計資料 中部縦貫自動車道の事業進捗状況とその割合（平成30年3月末現在）

項目	全延長	整備計画					調査中	
		供用中	事業中	計				
長野県区間	34km	2km	6%	5km	15%	7km	21%	27km
岐阜県区間	59km	29km	49%	9km	15%	38km	64%	21km
福井県区間	62km	27km	44%	35km	56%	62km	100%	0km
路線全体計	155km	58km	37%	49km	32%	107km	69%	48km
								31%

道路整備の推進

6 地域高規格道路松本糸魚川連絡道路の整備促進

建設部 建設総務課

(1) 目標

全国的な道路ネットワーク構築に合わせ、松本・大北地域と糸魚川地域とを規格の高い道路で結び中信経済圏と北陸経済圏の交流促進を図るとともに、地域住民が安全で安心して暮らせるための災害に強く信頼性の高い道路の建設促進を図るもので

(2) 平成29年度の取組みと成果

- ア 「地域高規格道路松本糸魚川連絡道路建設促進期成同盟会」及び「地域高規格道路松本糸魚川連絡道路長野県側ルート建設促進協議会」の活動を通して、国土交通省、地元選出国会議員、県知事等に早期のルート決定と事業化の要望を行いました。
- イ 県は、平成28年度に安曇野北IC（仮称）から大町市街地南間の計画案を公表し、関係者や各種調査等を実施しています。また大町市長及び大町市議会に対し大町市街地ルート選定における今後の進め方を説明しました。
- ウ 県は、国道148号の現道活用区間である白馬北工区を事業化し、また小谷村雨中地区のバイパス道路整備では、トンネル工事を発注しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 県は、地元への丁寧な説明を行い、合意形成を図りつつ、詳細なルート選定を早期に進めることが必要です。
- イ 「地域高規格道路松本糸魚川連絡道路建設促進期成同盟会」が主体となり、安曇野北IC（仮称）～大町市街地南間において、早期に事業化が図られるよう県に働きかけます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- | | |
|----------|--|
| 平成10年 6月 | 計画路線に指定 |
| 11年 12月 | 堀金村～大町市間（15km）が調査区間に指定 |
| 17年 3月 | 小谷村雨中地区（4km）が調査区間に追加指定 |
| 20年 10月 | 県が「（仮称）豊科IC」を起点とする豊科北ルートを最適案として公表 |
| 21年 8月 | 同盟会総会において「豊科北ルート」案を意思統一する |
| 23年 7月 | 県が豊科北ルートの概略ルート2案を提示し、地元説明会とパブリックコメントを実施（12月にパブリックコメントの結果を公表） |
| 25年 3月 | 県が整備に関する基本的な考え方をまとめる |
| 28年 1月 | 県が安曇野北IC（仮称）～大町市街地南間の計画案を公表し、パブリックコメントを実施。6月にパブリックコメントの結果を公表 |
| 29年 8月 | 地域高規格道路松本糸魚川連絡道路建設促進期成同盟会が、新潟県、北陸及び関東地方整備局、地元国會議員、国土交通省及び財務省に建設促進を要望 |
| 11月 | 地域高規格道路松本糸魚川連絡道路建設促進期成同盟会が、県に建設促進を要望新潟県が、新潟県内の一部区間（小滝～糸魚川IC）のルート帯を決定する |

道路整備の推進

7 幹線道路の整備

建設部 建設課

(1) 目標

社会情勢の変化と多様化する市民ニーズを反映し、広域化した市域全体における総合的な交通体系の充実を図り、市民が安全・安心に暮らせる、新しい時代にふさわしい道路整備を、道路整備五箇年計画により、計画的・効率的に進めます。

(2) 平成29年度の取組みと成果

- ア 第5次道路整備五箇年計画に位置付けられている次の路線について、継続して事業に取り組みました。
- イ 南北幹線の小池平田線（庄内地区）・中条白板線（巾上地区）及び東西幹線の南松本駅石芝線は、用地買収・補償を実施しました。中条白板線（白板地区）は、工事設計・用地測量を実施しました。
- ウ 中環状線の市道7003号線（島立）は、工事と用地買収・補償を実施しました。
- エ 波田地区の市道波田98号線（森口）は、工事・補償を実施しました。
- オ 東西幹線の市道2181号線（浅間温泉2丁目）は、用地測量と補償算定を実施しました。
- カ 第5次道路整備五箇年計画（平成25～29年度）が終了するため、平成29年度に第6次計画（平成30～34年度）を策定しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 松本市は「健康寿命延伸都市・松本」を目指すべき都市像に掲げ、集約型都市構造への転換を図り、自動車に依存する生活から、歩行者・自転車・公共交通を優先したまちづくりに取り組んでいます。
今後の課題は、継続路線の早期整備を含め、第6次道路整備五箇年計画に整理しています。
(整理した課題)
 - ・中心市街地の活性化
 - ・歩道及び自転車レーンの設置、交通安全施設の整備
 - ・交差点改良、局部改良
 - ・幹線道路整備
 - ・環状道路の整備
 - ・4車線道路の整備
 - ・観光道路整備
 - ・防災道路整備
 - ・公共交通の充実など公共交通サービスの向上
 - ・モビリティマネジメント等によるソフト事業の推進

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成5年度から道路整備五箇年計画を策定し、幹線道路の整備を進めています。引き続き計画的かつ効率的な道路整備を進めていきます。

イ 統計資料

道路整備五箇年計画

- | | |
|------------------|-----------------|
| 第1次計画（平成5～9年度） | 整備実績延長 L=7.4 km |
| 第2次計画（平成10～14年度） | 整備実績延長 L=4.1 km |
| 第3次計画（平成15～19年度） | 整備実績延長 L=5.3 km |
| 第4次計画（平成20～24年度） | 整備実績延長 L=3.3 km |
| 第5次計画（平成25～29年度） | 整備実績延長 L=2.4 km |
| 第6次計画（平成30～34年度） | 整備目標延長 L=3.2 km |